

平成 27 年 1 月 27 日

附属図書館長裁定

附属図書館除籍済資料の無償譲渡方針

「金沢大学附属図書館資料の不用決定及び処分に関する要項」により不用と判断された附属図書館資料については、原則として売却により処分を行うが、以下の場合については、附属図書館長の承認により無償譲渡を認めるものとする。

1 譲渡条件

以下の条件を満たすこと。

- (1) 本学の協定校等からの求めに応じた譲渡であること
- (2) 国際交流促進、大学のイメージアップ等につながると判断されること
- (3) 附属図書館が送料の負担をしないこと

2 無償譲渡を行う資料の範囲

重複所蔵等の理由により本学で不用と判断された、除籍済の図書・雑誌に限る。

3 備考

業務の負荷増加を考慮し、特定大学等に対し、定期的に不要図書リストを送付し、無償譲渡を行うことはしない。